

## 沖縄海区漁業調整委員会指示 2 第 1 号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年 3 月 24 日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 金 城 明 律

（自主調整協議会の設置）

第 1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第 1 ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第 2 ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第 3 ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第 4 ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第 5 ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）に登録された者により構成する。

（協議会への加入）

第 2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人（以下「構成員」という。）により組織され、構成員が特定できる者であること。
- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを

要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
  - (2) 構成員を明らかにする名簿
  - (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類
- 3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。
- 4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。
- 5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。

(共同申請)

- 第3 この指示の第4から第8まで及び第13に規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか1の者を代表者に選定し、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。
- 2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

(敷設の承認等)

- 第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、敷設前に、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。
- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書（第5号様式。以下「協議書」という。）
  - (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
  - (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類
- 2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から令和3年3月31日までとする。
- 3 委員会は、第1項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとし、その有効期間は、承認を受けた日から令和3年3月31日までとする。

(敷設の再承認)

第5 沖縄海区漁業調整委員会指示31第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和2年6月30日までに申請書を委員会に提出し、委員会の承認（以下「再承認」という。）を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。

3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれか又はその両方が敷設承認を受けた協議位置（以下「協議位置」という。）から2分以上離れている場合は、第1項の申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならない。

4 第4の第3項の規定は、第1項の再承認について準用する。

5 沖縄海区漁業調整委員会指示31第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期間を令和2年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

（敷設後の承認）

第6 第4の承認又は第5の再承認を受けた後に次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委員会の承認（以下「事後承認」という。）を受けなければならない。

(1) 令和元年11月1日から令和2年3月31日まで（以下「特例期間」という。）に第4の承認を受けた場合で同年6月30日までに敷設する場合

(2) 特例期間に浮魚礁の流失を確認し、令和2年6月30日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）

(3) 第5の再承認を受けた後に浮魚礁の流失を確認し、令和3年3月31日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）

(4) 浮魚礁の種別（表層、中層及び表中層）の変更を伴わない軽微な浮魚礁の構造変更の場合

2 第4の第3項の規定は、前項の事後承認について準用する。

（完了届の提出）

第7 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（流失届の提出）

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

（協議書の省略）

第9 次に掲げる場合には、第4の第1項、第5の第1項又は第6の規定による申請には、協議書の添付を省略することができる。

- (1) 第5の第2項の浮体位置の確認において浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和2年6月に開催される委員会までに承認を受けて、令和3年3月31日までに敷設する場合
- (2) 第6に該当する場合
- (3) 委員会が特に必要と認める場合

(承認の制限、条件等)

第10 敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものは100基、市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とする。

- 2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付すことができる。

(浮魚礁の管理)

第11 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(違反に対する措置)

- 第12 委員会は、敷設承認を受けた者がこの指示に違反していると認めるときは、その決議を経て、敷設承認を取り消すものとする。
- 2 委員会は、第4の第1項、第5の第1項又は第6の規定に違反していると認めるときは、その決議を経て、これを利用する者に対しその利用制限を命じることができる。

(浮魚礁の利用)

- 第13 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような協定を締結し、又は協議を調べてはならない。
  - 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
  - 4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は、操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。